

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成21年6月18日(2009.6.18)

【公表番号】特表2008-547295(P2008-547295A)

【公表日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【年通号数】公開・登録公報2008-051

【出願番号】特願2008-517447(P2008-517447)

【国際特許分類】

H 0 4 L 12/46 (2006.01)

【 F I 】

H 0 4 L 12/46 1 0 0 R

H 0 4 L 12/46 1 0 0 B

H 0 4 L 12/46 V

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月20日(2009.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

相互接続装置であって、

第1のネットワークへの第1のインターフェース、

第2のネットワークへの第2のインターフェース、

前記第1のインターフェースを前記第2のインターフェースと結合するブリッジ、

前記第1のネットワークに設置された装置を検出し、前記装置が第1の種類の装置か第2の種類の装置かを識別する手段、及び

第1の種類の装置が前記第2のネットワークと通信することを可能にするルーター、

前記第2の種類の装置が前記ルーターを介し前記第2のネットワークと透過的に通じるよう、前記ブリッジを設定する手段、を有する相互接続装置。

【請求項2】

相互接続装置の方法であって、前記相互接続装置は、第1のネットワークへの第1のインターフェース、第2のネットワークへの第2のインターフェース、前記第1のインターフェースを前記第2のインターフェースと接続するブリッジ、を有し、前記方法は、

前記第1のネットワークに設置された装置を検出し、前記装置が第1の種類の装置か第2の種類の装置かを識別する段階、

前記装置が第1の種類の装置である場合、前記第1の種類の装置が前記第2のネットワークと前記ルーターを介して通信することを可能にする段階、及び

前記装置が第2の種類の装置である場合、前記第2の装置が前記ルーターを介し前記第2のネットワークと透過的に通じるよう、前記ブリッジを設定する段階、を有する方法。